根抵当権設定契約書

　○〇〇〇（以下「甲」という。）と○〇〇〇（以下「乙」という。）とは，以下のとおり根抵当権設定契約を締結した。

　（根抵当権の設定）

**第１条**　根抵当権設定者甲は，根抵当権者乙に対する債務を担保するため，その所有する後記表示の物件（以下「本物件」という。）に，共同担保として次の根抵当権を設定した。

　（１）　被担保債権の範囲①令和〇年〇月〇日商品販売契約

　　　　　　　　　　　　　②金銭消費貸借

　　　　　　　　　　　　　③〇取引による一切の債権

　　　　　　　　　　　　　②乙が第三者から取得する手形債権，小切手債権，電子債権記録

　（２）極度額　　　　　　金○円

　（３）確定期日　　　　　令和〇年〇月〇日（あるいは定めない）

　（登記義務）

**第２条**　甲は，前条による根抵当権設定の登記手続を直ちに行う。ただし，登記費用は甲の負担とする。

　（本根抵当権の変更等）

**第３条**　甲は，取引の拡大または変更等により，本根抵当権について，乙から，被担保債権の範囲の変更，債務者の変更，極度額の増額または根抵当権の全部譲渡，分割譲渡もしくは一部譲渡等の申出があった場合には，直ちに本物件全部についてこれらを異議なく承諾する。

　（追加担保）

**第４条**　甲は，本物件の滅失毀損または価値下落その他の事由により，担保価値が不十分となった場合には，乙の請求するところにより，相当な価値を有する担保を追加で提供するものとする。

　（期限の利益の喪失）

**第５条**　次の各号のいずれかに該当したときは，甲は，当然に，乙に対する一切の債務につき期限の利益を失い，直ちに乙に債務全額を弁済しなければならない。

　(1)　債務の履行を一度でも遅滞したとき。

　(2)　差押え，仮差押え，仮処分または競売の申立てがなされたとき。

　(3)　手形・小切手を不渡りとし，または支払停止，支払不能もしくは債務超過に陥ったとき。

　(4)　差押え，仮差押え，仮処分または競売の申立てを受けたとき。

　(5)　破産手続，特別清算手続，民事再生手続または会社更生手続の開始の申立てがあったと

　　き。

　(6)　元本の確定請求その他元本の確定事由が生じたとき。

　（義務違反）

**第６条**　甲が本契約に定める義務に違反したときは，乙は被担保債権につき期限が到来したものとみなすことができる。

　（管轄裁判所）

**第７条**　甲と乙は，本契約に関して紛争が生じたときは，その第一審の専属的管轄裁判所を○裁判所とすることを合意した。

　本契約締結の証として本書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１通を所持する。

　令和○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　×　×　×　×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　○　○　○　○　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　×　×　×　×

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　○　○　○　○　㊞

物件の表示

　１　所在

　　　地番

　　　地目

　　　地積

　２　所在

　　　家屋番号

　　　種類

　　　構造

　　　床面積